

<第125号>

平成29年8月1日発行

少年センターだより

可児市少年センター 可児市広見一丁目1番地(可児市役所人づくり課内)

TEL (0574) 62-1111

可児市少年センター

可児市少年センターは、可児市役所人づくり課青少年係に事務局を置いています。

『次代を担う青少年が心身ともにたくましく健全に育ち、非行に陥ったり犯罪の被害にあったりすることがない、明るい社会を築くこと』を願い、次のような重点施策に取り組んでいます。

重点とする取り組み

(1) 街頭補導の強化充実

不審者情報等の実態に即して、可児市青少年育成推進員、青少年育成市民会議の補導員の皆様により、青パト（青色回転灯を装着した巡回補導車両）による巡回補導を実施しています。

(2) 地域ぐるみで青少年の非行・被害防止の取り組み

各地区では様々な場で、あいさつ運動、声かけ運動が行われています。また、地域行事への青少年の社会参加への積極的な取組も行われています。

(3) 環境浄化活動の推進

立ち入り調査（コンビニ店、カラオケ店、ゲームセンター、刃物類取扱店、携帯電話販売店等）を実施し、成人向け図書の管理状況や青少年健全育成条例に関わる規定が守られているかどうかを定期的に巡回し、各店舗に協力をお願いしています。

(4) 広報活動の充実

少年センターだより、少年センター要覧、ホームページ等をとおして、情報提供や啓発に努めています。

(5) 関係機関・団体との連携

青少年育成市民会議及び自治会、可児警察署、市教育委員会、市PTA連合会、可児地区保護司会等の皆様の協力を得て、啓発活動（大型店等での『青少年健全育成』についての呼びかけ活動）などに取り組んでいます。

(6) 補導員の研修会の機会

補導の仕方の研修、青少年の非行・被害の現状の理解、青色回転灯自主防犯パトロールの研修、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用を通して受ける被害防止の研修等を実施しています。

(7) 相談活動の推進

相談員が問題行動等、青少年の悩みごとに関わる相談を受け付けています。

相談窓口：可児市役所 62-1111 内線 2116 (平日9時～16時)

『青少年の非行・被害防止全国強調月間』

平成29年7月1日～31日

可児市青少年育成市民会議・可児市少年センター スローガン

「育てよう 守ろう 地域ぐるみで青少年」

～ あいさつ運動・地域行事の充実・いじめ防止 を核として ～

〔街頭啓発活動〕を実施しました = 7月2日(日曜日) =

市内の大型店の協力を頂いて実施しました。およそ三千人近くの市民の皆様のうちわやチラシを配布し、あいさつ運動や声かけ活動、青少年の健全育成について呼びかけました。

呼びかけには、次の186人の皆様に協力していただきました。

- 可児市青少年育成推進員21人
- 各地区の青少年育成市民会議76人
- 社会を明るくする運動推進員55人
- 市内の高等学校MSリーダーズ34人
 - ・帝京大学可児高等学校
 - ・岐阜県立可児工業高等学校
 - ・岐阜県立可児高等学校



〔ご協力いただいた店舗・駅〕

- パロー広見店 ○パロー西可児店 ○パロー今渡店 ○エディオン可児今渡店
- ピアゴ可児店 ○パレマルシェ西可児店 ○オークワ可児坂戸店
- ヨシツヤ・パティオ可児店 ○西友桜ヶ丘店 ○西可児駅

〔国が重点とする課題〕

- (1) 子供の性被害の防止
- (2) インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- (3) 有害環境への適切な対応
- (4) 薬物乱用対策の推進
- (5) 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- (6) 再非行(犯罪)の防止
- (7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

家庭における子どもへの情報教育が大切

青少年がインターネット利用(特に交流サイト利用)を通して犯罪被害にあう事案が増加しています。それぞれの家庭での情報教育がますます重要になってきています。

可児市青少年育成市民会議では、11月18日(土曜日)13時30分より、文化創造センター”アール”で『青少年育成シンポジウム』を開催し、現状と対応の在り方についての講演会を開催します。ぜひご来場ください。

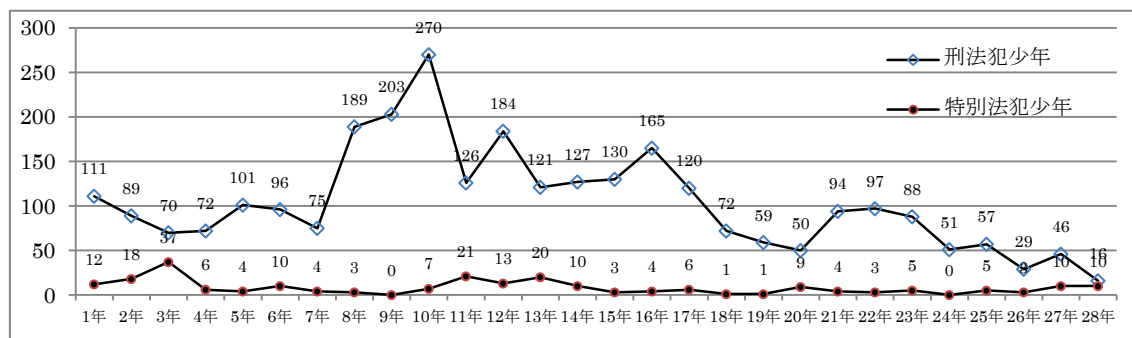
■ 平成28年中の少年非行

		岐阜県内 (人)			可児署管内 (人)		
		H28	H27	前年対比	H28	H27	前年対比
刑法犯少年 (人)	犯罪少年	309	433	-124	14	40	-26
	触法少年	105	118	-13	2	6	-4
	小計	414	551	-137	16	46	-30
特別法犯少年 (人)	犯罪少年	75	75	0	7	10	-3
	触法少年	9	10	-1	3	0	3
	小計	84	85	-1	10	10	0
ぐ犯少年 (人)		6	1	-5	0	0	0
計		504	637	-133	26	56	-30
不良行為少年 (人)		11,402	12,208	-806	221	299	-78

(注)：〔犯罪少年：罪を犯した14歳以上の少年〕〔触法少年：14歳に満たないで罪を犯した少年〕〔特別法犯：軽犯罪法違反、道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など〕〔ぐ犯少年：将来罪を犯す又は刑罰に触れる行為をするおそれのある少年〕〔不良行為少年：喫煙、深夜徘徊等で補導された少年〕

- 平成28年中の少年非行の総数は、岐阜県全体では前年より133人減少し504人となりました。このうち、おおよそ半数が万引きや自転車盗などの窃盗犯です。
- 可児市・可児郡においては、前年より30人減少し、26人になりました。そのほとんどが万引きや自転車盗などの窃盗犯や軽犯罪法違反によるものです。
- 不良行為少年は、可児市・可児郡においても前年よりも78人減少して221人となっています。その6割が喫煙（31%）と深夜徘徊（29%）によるものです。

■ [平成年間における刑法犯少年および特別法犯少年の推移 (可児市・可児郡)]



- 平成年間における刑法犯少年および特別法犯少年の推移は、全体としては減少傾向にあります。一方で、インターネット等で知り合って強制わいせつ事件にいたる事案も生じており、インターネットやスマートフォン等に係る犯罪被害の防止のための取り組みの重要性が増してきています。

＝ 岐阜県における青少年のための相談窓口のご紹介 ＝

【岐阜県青少年SOSセンター 0120-247-505】

- ひきこもり、いじめ、不登校、非行、友人関係、親子関係、不安、就労等の悩みに対応
- 365日、24時間対応のフリーダイヤル（午後8時～翌朝9時は緊急の場合のみ）
- 悩みを抱えている青少年（小・中・高校生～概ね39歳）やその保護者の相談にも対応

【岐阜県 若者サポートステーション 058-216-0125】

- 無業状態の若者の社会的・職業的自立を目指す若者のための総合相談窓口です。
- 15歳～39歳までの若者およびその保護者が対象で、相談はすべて無料・予約制です。

少年センター運営委員会より

平成29年5月12日(金曜日)可児市役所において、本年度第1回の少年センター運営委員会が開催されました。可児警察署をはじめ、県青少年育成推進指導員、市青少年育成推進委員及び同補導部、市社会教育委員、市民生児童委員、可児地区保護司、市PTA連合会補導部、市小学校長、市中学校長、可茂教育事務所、県若者サポートステーションの各代表の方や可児市の市民部、子ども課、学校教育課、子育て支援課の代表の方が運営委員として、少年センターの運営について審議していただいています。第一回運営委員会で提供された情報を紹介します。

【青少年の犯罪や被害、保護に関わって】

- ・少年犯罪は減少傾向にあるがSNSやインターネット端末を通しての犯罪被害が心配である。平成28年中に交流サイトを通しての青少年の被害が全国で1736人におよんでいる。その中でも児童ポルノ法にふれる画像の送信や自画撮りの配信等による被害が1531件に至っている。スマートフォンなどのインターネット端末は便利なものであるが、安易な利用にならないような取り組みが大切である。
- ・保護司としての青少年への対応が3年前の7割ほどから、最近では3割程度に少なくなっている。
- ・青少年への就労支援という立場からは、特に無職の不良行為少年とのつながりを持ちながら対応していくことを大切にしたい。
- ・各地区の補導活動では、夜の8時～10時の見回りを実施しているが、最近では青少年の姿をほとんど見かけなくなっている。子ども達の過ごし方も変化してきていることを感じる。
- ・いじめ防止委員会への子ども本人からの相談件数は平成28年度は2件でした。各学校でも早い対応を心掛けています。さらに気軽に相談できるようにしていきたい。
- ・虐待が心配されることなど家庭からの様々な相談には、人と人とのつながりを大切にして信頼関係を深めることが問題解決に向かうために大切だと考えている。

【地域における青少年の活躍について】

- ・高校生のMS(マナース、スピリット)リーダーズや中学生のMSJ(マナース、スピリット、ジュニア)リーダーズの取り組みを推進しており、可児地区では高校生は5校で967名、中学生は9校で445名が登録して、マナーアップやボランティア活動などに取り組んでいる。
- ・公民館まつりでは、多くの中学生や高校生がボランティアとして活躍しており、大変良い姿がみられる。
- ・地区の青少年の育成は、まずはあいさつ運動からと考えており、どの地区でも学校や地域の関係機関と協力して、あいさつ運動を推進している。
- ・学校としては、地域の方々から見守られていることを実感している。おかげさまで、どの学校でも子どもたちが静かに学ぶ様子が見られ、学校の中に穏やかな空気が流れている。

青少年の見守りは、補導員さんの活動に支えられています

補導員さんの献身的な街頭補導活動によって、地域の多くの青少年が見守られています。本年度も、駅や公園、学校周辺、通学路など、さまざまな時間帯に補導活動を行っていただいています。

- (1) 少年センター街頭補導として、可児市青少年育成推進員25名と各地区から選出された補導員73名の皆さんで、年間100日間の青パト(青色回転灯搭載車両)による街頭補導を実施していただいています。朝7時～9時、昼15時～17時、薄暮17時30分～19時30分、夜間20時～22時の時間帯に実施していただいています。
- (2) 夏休み期間には、市青少年育成推進員25名と地区の補導部長さん、各小中学校のPTA会長の皆さんで、夜20時30分～22時30分の時間帯に青パトによる補導を実施しています。
- (3) 可児夏まつりの夜は、可児地区保護司会、可児警察署少年補導員、協力員の方々とともに補導活動を行って、青少年への声掛けを実施します。
- (4) 各地区では、地区の補導部の皆さんが、地域ごとに補導活動を行っていただいています。